

社会福祉法人敬真福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬真福社会の役員及び評議員、並びに各第三者委員、危機管理委員、その他委員会の委員の報酬について定める。

(定義)

第2条 本規程による役員とは、社会福祉法人敬真福社会理事及び監事をいう。

2 本規程による評議員とは、社会福祉法人敬真福社会定款の定めによる評議員会の委員をいう。

3 本規程による第三者委員とは、苦情処理解決実施規程第6条に定める委員及び虐待防止規程第8条に定める委員をいう。

4 本規程による危機管理委員とは、危機管理規程第9条第2項に定める委員をいう。

5 法人職員が前各項のいずれかに該当し兼務する場合、本規程は適用しない。

(理事会等の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

2 評議員が評議委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

3 第三者委員が第三者委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

4 危機管理委員が危機管理委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

5 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

(理事会等の業務報酬)

第4条 理事長が、理事会、評議員会、第三者委員会及び危機管理委員会のいずれかの開催日以外の日において、法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

2 理事が理事会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

3 評議員が評議員会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

4 第三者委員が第三者委員会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

5 危機管理委員が危機管理委員会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

6 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる業務実績に併せ業務報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

7 同一日において、前条第1項から第4項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、本条による業務報酬を重複して支払わない。

(常勤役員報酬)

第5条 前第3条及び前条にかかわらず、法人職員でなく、職員と同様の勤務時間において常態として業務にあたる役員に対しては、別表3により、毎月一定の常勤役員報酬及び実費弁償費を支払うこと

が出来る。

2 本条による報酬を支払う場合、他の報酬は重複してこれを支払わない。

(監事の報酬)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払うことが出来る。

なお、理事会に出席しかつ同一日に評議員会に出席した場合でも、評議員会出席による報酬及び実費弁償費は重複して支払わない。また、同日に監事業務に従事した場合においても重複して支払わない。

2 監事が理事会及び評議員会開催日以外の日に、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(その他各委員等の報酬)

第7条 評議員選定・解任委員会の外部委員及び監事が、評議員選定・解任委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表2のとおり支払うことが出来る。

2 個人情報管理委員会の理事が、理事会開催日以外の日に、出席した場合は、別表2のとおり支払うことができる。

(出張旅費等)

第8条 前第2条各項に定める役員及び各委員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費を別表4に基づき、必要な費用を支給することが出来る。

2 旅費は原則として実費とするが、実情を考慮し増額する場合がある。

3 業務遂行上必要な経費は、実費を原則として支払う。

4 旅費は事後清算を原則とするが、状況により事前の概算支払いを認める場合がある。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経て行わなければならない。

附則

本規程は、平成26年4月1日から改訂施行する。

附則 平成27年4月1日 改正 (報酬額改正)

附則 平成28年4月1日 改正 (報酬額改正)

附則 平成29年2月6日 改正 (報酬額改正)

附則 平成29年4月1日 改正 (報酬額改正)

附則 平成29年7月1日 改正 (報酬額改正)

別表 1 (出席報酬)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬	5,000 円	交通費実費
評議員会出席報酬	5,000 円	交通費実費
第三者委員会出席報酬	2,000 円	交通費実費
危機管理委員会出席報酬	2,000 円	交通費実費

別表 2 (業務報酬)

名称	報酬	実費弁償費
業務報酬	1,500 円×出席時間	交通費実費

別表 3 (常勤役員報酬)

名称	報酬	実費弁償費
常勤役員報酬	502,000 円	職員通勤手当相当

別表 4 (出張旅費等)

旅費	宿泊費	報酬	その他必要経費
実費	実費	8,000 円	実費